

保健・医療・福祉の このひとつきの動き

福島の子のがん、 被曝との関連は結論出ず

福島県の子ども 59 人で甲状腺がんやその疑いが見つかったことについて、環境省と福島県は 21 日、専門家の意見交換会を開いた。東京電力福島第一原発事故による被曝の影響が現時点で現れていることを否定する意見が多く出た一方で、「被曝による多発」を疑う指摘も出された。県などは今後の検査結果も分析して、被曝との関係を詳しく調べる方針だ。

甲状腺検査は事故当時 18 歳以下を対象に行われ、9 月 30 日現在で約 23 万 9000 人のうち 59 人ががんやがんの疑いと診断された。うち 1 人は良性だった。

検査を行っている福島県立医科大学の鈴木真一氏は、これまでに見つかったがんやがん疑い例について「被曝の影響とは考えられない」と話した。その根拠について「がんが見つかった子どもの年齢分布も 10 代後半が多く、若年齢が多いチェルノブイリとは異なる」などと説明した。

これに対し、岡山大学の津田敏秀氏は、国内のがん登録の結果から、

10 代後半～20 代前半の甲状腺がんの年間推計発生率は、「平均(1975～2008 年)は 100 万人当たり 5～11 人」と指摘。そのうえで「福島の子どもの甲状腺がんの発生は数倍から数十倍高く、多発と言える。今後さらに増える可能性もあり、今のうちに対策をとるべきだ」と主張した。

津田氏の指摘に対して、福島県立医大の大平哲也氏らから、福島の実査と「がん登録」と比較するのは、科学的に不適切などと批判が出た。がん登録で集計されるがんは、主に症状が出てから受診して見つかったものだが、福島の実査は、無症状の子どもの網羅的に調べており、より早期に多く見つかる傾向があるからだ。

郡山市医師会理事で小児科医の太神和広氏は「県外の子どもに大規模な甲状腺の実査をして比較すべきだ。そうすれば 1 年以内に科学的な結論が出る」と訴えた。環境省は、長崎や青森の子どもの甲状腺検査を行ったが、対象は 4500 人だけで、これまでがんは見つかっていない。

(12 月 21 日付朝日新聞)

水ぼうそう、定期接種に 年間 100 万人が感染

政府は、子どもの命を奪うこともある水痘(水ぼうそう)を予防する小児用ワクチンと、高齢者の主な死因の 1 つの肺炎を起こす肺炎球菌用のワクチンを、予防接種法にもとづいて自治体が行う定期予防接種に加える方針を固めた。

総務省が地方交付税を通じて財政支援し、厚生労働省が予防接種法の施行令を改正する。定期接種は来年秋から実施される見通しだ。

水痘は厚労省の推計では小児を中心に年間に約 100 万人が感染し、20 人程度が死亡する。ワクチンは患者を大幅に減らせると期待され、1～2 歳までに一定期間を置いて 2 回接種する。

肺炎球菌は主に高齢者が年間に数十万人感染し、約 3 万人が亡くなる。ワクチンは重症者を減らす効果があり、65 歳以上が 1 回接種すればよく、最初の 5 年間は対象年齢を 65、70、75 歳などと 5 歳刻みとすることで幅広い高齢者世代が受けやすくなる。

(12 月 23 日付読売新聞)

認知症予防：運動効果、 1 万人調査 高齢者 4 年追跡

全国 10 以上の自治体や大学、医療機関などが参加する研究チーム(代表・朝田隆氏[筑波大学])は、2014 年度から、認知症の予防に運動がどんな効果をもたらすかを探る大規模な調査に着手する。全国の高齢者約 1 万人を 4 年間追跡し、運動の有無と認知症発症率の関係を調査。その後 1 年で結果をまとめる。

認知症予防に運動が役立つことは知られているが、これほど大規模な

追跡調査で実証を試みるのは初めて。厚生労働省は、調査で効果が実証された場合は研究成果を同省の介護予防事業に取り入れる考えた。

研究チームが昨年末に厚労省に提出した中間計画によると、調査は計5年間。健康で物忘れのない65歳以上の高齢者1万人を選び、パソコン教室などの座学プログラムに4年間参加してもらう。さらに、この1万人を5000人ずつ2グループに分け、一方のグループには最初の1年間、運動プログラムも合わせて受講してもらう。

両グループの高齢者には歩数計などを携帯してもらい、日常の運動状況や社会活動の頻度を確認。全プログラムの受講後、運動プログラムを受講したグループと座学だけのグループで、認知症発症率などに差があるかどうかを比較する。

(1月1日付毎日新聞)

高齢・障害者の 弁護士費用、国が立て替え 累犯防止活動を支援

政府は、罪を犯した高齢者や障害者を福祉につなぐ活動に携わった弁護士の費用について、国が立て替える制度を創設する検討を始めた。初犯者を含め、累犯に陥る可能性がある高齢者や障害者の社会復帰支援を強化することも狙いにあり、早ければ2014年秋の臨時国会に関連法案を提出する。

生活苦から万引きや無銭飲食を繰り返す高齢者や知的障害者を巡っては、弁護士が捜査や公判の段階で福祉による保護を確約し、執行猶予判決などを得て服役を回避する取り組みが活発になっている。だが、現状では弁護士が手弁当で引き受け先の福祉施設や行政機関と調整するケースも多く、法的な手当ての必要性が

指摘されていた。

このため政府は、資力の乏しい人が民事訴訟を起こす際に弁護士費用の立て替えを受けられる民事法律扶助制度の範囲を拡大し、弁護士の福祉的活動にも適用する方向で検討。民事法律扶助を扱う日本司法支援センター(法テラス)の業務を定めた総合法律支援法を改正する方向で調整している。立て替え費用は、原則として問題解決後に返還する必要があるが、生計困難などの事情があれば免除することも想定する。

高齢者や障害者の周辺では、多重債務や詐欺の商法、不動産売買などに絡む法的トラブルを抱えながら孤立し、誰にも気づかれない例が多い。近年では、弁護士が福祉や行政などの関係機関と連携して問題解決に乗り出す「司法ソーシャルワーク」と呼ばれる取り組みが進んでいる。法改正によって、こうしたケースで生じる弁護士費用も立て替えの対象になる見通しで、弁護士の福祉的活動の幅が広がることになる。

(1月8日付毎日新聞)

風疹で障害の乳児、 昨年は最多31人 大流行の影響

妊婦が風疹に感染し、赤ちゃんの耳や心臓などに障害が出る先天性風疹症候群(CRS)の報告が昨年1年間で31人にのぼったことが、14日、国立感染症研究所のまとめでわかった。統計のある1999年以来で最も多く、これまで最多だった2004年の10人に比べ、3倍にのぼった。

都道府県別では、東京13人、大阪5人、神奈川3人、埼玉、愛知、三重、和歌山が各2人、栃木、千葉が各1人。CRSは妊婦が妊娠初期に風疹にかかり、胎児にうつること

で起こる。昨年、風疹に感染した患者は前年の6倍の1万4000人超と大流行し、CRSの増加が心配されていた。

CRSの多くは出産後に判明するため、今後も報告が続く可能性がある。昨年の風疹患者のうち6割以上が20~40代の男性。制度の違いで多くが予防接種を受けていない世代とされる。

(1月15日付朝日新聞)

仮設の子、アトピー多く ストレス一因か

東日本大震災で被災して仮設住宅で暮らす子どもは、アトピー性皮膚炎の割合がそれ以外に住む子どもに比べ1.74倍高く、メンタルケアが必要な割合も1.97倍高い。東北大学がそんな調査結果をまとめた。ストレスが一因とみており、「仮設を早く出られるようにすることが必要」と指摘している。東北大学東北メディカル・メガバンク機構が昨夏、宮城県南部の公立小中学校の子ども約1万3000人を対象にアンケートし、32%から回答を得た。

その結果、仮設に住む子どもでは、アトピーの割合が32.3%、保健師らによるメンタルケアが必要な割合が25.8%に上り、仮設以外に住む子どもでの割合を大きく上回った。

同機構の菊谷昌浩准氏(疫学)は「住環境の変化が子どもに大きなストレスを与えている」。新年度も調査する予定だ。

宮城、岩手、福島の被災3県では現在、約4万5000戸の仮設住宅に大人を含め約10万人が住んでいる。

(1月18日付朝日新聞)